

建築関係手数料一覧表

(令和5年1月時点)

1. 確認申請等手数料【鳥取県建築基準法施行条例別表第3】

区分	申請床面積(A)㎡	確認申請 (※1) 【1項】	計画変更 確認申請 (※2) 【備考1(2)】	中間検査申請 【6の2項】	完了検査申請 (中間検査なし) 【4項】	完了検査申請 (中間検査あり) 【4の2項】
建築物	A ≤ 30	5,000円	同左	9,000円	10,000円	9,000円
	30 < A ≤ 100	9,000円		11,000円	12,000円	11,000円
	100 < A ≤ 200	14,000円		15,000円	16,000円	15,000円
	200 < A ≤ 500	19,000円		20,000円	22,000円	21,000円
	500 < A ≤ 1,000	34,000円		33,000円	36,000円	35,000円
	1,000 < A ≤ 2,000	48,000円		45,000円	50,000円	47,000円
	2,000 < A ≤ 10,000	140,000円		100,000円	120,000円	110,000円
	10,000 < A ≤ 50,000	240,000円		160,000円	190,000円	180,000円
50,000 < A	460,000円	330,000円	380,000円	370,000円		
昇降機	9,000円	5,000円		13,000円		
工作物	8,000円	4,000円		9,000円		

申請床面積の算定について【備考】

※1 建築物の確認申請、中間検査申請、完了検査申請の手数料算定に用いる床面積の合計は、以下のとおり算定する。

- 新築又は増築する場合は、当該部分に係る床面積
- 移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合は、当該部分に係る床面積の1/2

※2 計画変更確認申請の場合は、変更に係る部分の床面積の1/2(床面積の増加する場合は、その床面積)を算定する。

■手数料の減免【県条例施行細則第4条】

- 公営住宅の手数料は1/2を減額する
- 知事が指定する災害により被害を受けた建築物、建築設備又は工作物の所有者等が、被害を受けた建築物等に替わる建築物等を新築等をするために行う申請にかかる手数料は免除

2. 許可申請等手数料【鳥取県建築基準法施行条例別表第3 抜粋】

別表の項	許可等の種類	関係条項	金額
7	検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用承認	第7条の6第1項第1号、第2号、第18条第24項第1号、第2号	120,000円
7の2	台帳記載事項証明書交付	法第12条第8項	650円
8	敷地と道路との関係の建築認定	法第43条第2項第1号	27,000円
8の2	敷地等と道路との関係の建築許可	法第43条第2項第2号	33,000円
9	公衆便所等の道路内における建築許可	法第44条第1項第2号	33,000円
10	道路内における建築認定	法第44条第1項第3号	27,000円
11	公共用歩廊等の道路内における建築許可	法第44条第1項第4号	160,000円
13	用途地域内における建築等許可	法第48条各項ただし書	180,000円
14	特殊用地建築物の敷地認定許可	法第51条ただし書	160,000円
15	建築物の容積率の制限の特例許可	法第52条第10項、第11項又は第14項	160,000円
15の2	建築物の建蔽率制限の適用除外許可	法第53条第4項又は第5項	33,000円
16	建ぺい率制限の適用除外等に係る許可	法第53条第6項第3号	33,000円
17	敷地面積制限の適用除外に係る許可	法第53条の2第1項第3号又は第4号	160,000円
18	建築物の高さの特例認定	法第55条第2項	27,000円

19	低層住居専用地域内における建築物の高さ制限の許可	法第55条第3項各号	160,000円
20	日影規制に係る既存不適格建築物の増改築に関する許可	法第56条の2第1項ただし書	160,000円
21	高架の工作物内に設ける建築物の高さ制限の適用除外認定	法第57条第1項	27,000円
24	総合設計制度による容積率及び建築物の高さ制限の許可	法第59条の2第1項	160,000円
30	地区計画等の区域内の建ぺい率の特例の認定	法第68条の5の6第1項	27,000円
31	予定道路に係る容積率の特例の許可	法第68条の7第5項	160,000円
32	仮設建築物建築許可	法第85条第6項	120,000円
32の2	仮設興行場等建築許可	法第85条第7項	160,000円
33	一団地の総合的設計に関する特例の認定	法第86条第1項	1棟又は2棟で78,000円、3棟以上の場合78,000円に2を超える1棟ごとに28,000円を加算
34	連担建築物設計に関する特例の認定	法第86条第2項	1棟(既存以外)で78,000円、2棟以上の場合78,000円に1を超える1棟ごとに28,000円を加算
34の2	一団地の総合的設計と総合設計に関する特例の許可	法第86条第3項	2棟で220,000円、3棟以上の場合220,000円に2を超える1棟ごとに28,000円を加算
34の3	連担建築物設計と総合設計に関する特例の許可	法第86条第4項	1棟(既存以外)で220,000円、2棟以上の場合220,000円に1を超える1棟ごとに28,000円を加算
35	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第86条の2第1項	1棟(一敷地内認定建築物以外)で78,000円、2棟以上の場合78,000円に1を超える1棟ごとに28,000円を加算
35の2	一敷地内認定建築物以外の建築に関する特例の許可	法第86条の2第2項	1棟で220,000円、2棟以上の場合220,000円に1を超える1棟ごとに28,000円を加算
35の3	一敷地内許可建築物以外の建築に関する特例の許可	法第86条の2第3項	1棟(一敷地内許可建築物以外)で220,000円に1を超える1棟ごとに28,000円を加算
36	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し	法第86条の5第1項	6,400円に棟数(現に存するもの)に12,000円を乗じた額を加算
37	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さの制限の適用除外の認定	法第86条の6第2項	27,000円
38	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を行う場合の当該二以上の工事の全体計画認定	法第86条の8第1項又は第3項	27,000円
39	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途変更を行う場合の当該二以上の工事の全体計画認定	法第87条の2第1項	27,000円

■手数料の減免【県条例施行細則第4条】

- 国又は地方公共団体の建築物に係る許認可等の事務に対する手数料は、免除
- 知事が指定する災害により被害を受けた建築物、建築設備又は工作物の所有者等が、被害を受けた建築物等に替わる建築物等を新築等をするために行う申請にかかる手数料は免除

3. その他申請等手数料【鳥取県手数料徴収条例第2条 抜粋】

関係法令	手数料名	金額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画認定申請(新築一戸建て・認定基準適合証添付あり)	11,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(新築一戸建て・適合証添付あり)	4,000円

※表に記載のない手数料(省エネ適合性判定手数料等)については住まいまちづくり課HP等から確認ください。